

前回の委員会での指摘等について

- 国民年金保険料等の考え方の変遷 ----- 1
- 国民年金保険料の納付義務について ----- 2
- 市町村による滞納処分について ----- 3
- 社会保障審議会年金部会におけるこれまでの議論の整理（抜粋） ----- 4
- 保険料免除の所得基準について ----- 6
- 独自の免除申請書を使用している市と近隣市の納付率等の状況 ----- 8
- 学生納付特例制度について ----- 9
- 学生納付特例法人の積極的な取組の例 ----- 10
- 若年者納付猶予制度について ----- 11
- 年金事務所職員による国民年金保険料収納範囲の拡充 ----- 15
- 市場化テスト事業の改善 ----- 16
- 社会保障年金部会における議論の中間的な整理（抜粋） ----- 19
- パソコンを持たない方向けの年金記録確認サービス ----- 24
- 社会保障において標準報酬制を設けた理由 ----- 33

国民年金保険料等の考え方の変遷

制度発足時

○受給資格期間等

- ・月2000円（農村地方での生活保護の基準額を参考）程度の給付を確保するため、25年間の拠出期間が必要
- ・また、当時の成人一人当たりの消費支出や、高齢者の現金支出額の水準などを参考に、老齢年金の最高額（＝40年間全て納めた場合の額）を月3500円とした

○財政方式と保険料

- ・将来の被保険者に過度の負担を負わせないよう、年金財政は積立方式をとる
 - ・65歳から月3500円の支給を行うとして、さらに障害年金等の支給を考慮すれば、数理保険料として月180円程度が必要。
- そのうち3分の1を国庫負担するとすれば、被保険者負担は月120円となるが、結婚や子どもを持つようになる時期のほうが拠出意欲が高まるので、34歳以下月100円、35歳以上月150円とした

基礎年金導入時

○受給資格期間等

- ・25年の受給資格期間を維持。高齢者の消費支出（雑費を除いて単身世帯で約4万8千円等）を参考に、当時の国民年金の40年加入の場合の月50000円（昭和59年度価格）をフルペンションとした。

○財政方式と保険料

- ・基礎年金については、毎年の給付に要する費用を各制度が被保険者数に応じて頭割りですべて公平に負担する（各制度は拠出金を負担）という賦課方式を採用
- ・保険料は6800円（S61.4～。昭和59年度価格）とし、毎年300円ずつ引き上げ（13000円まで上がった時点で均衡）

国民年金保険料の納付義務について

1. 現行制度のもとでの納付義務について

国民年金法第88条

- 1 被保険者は、保険料を納付しなければならない。
- 2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。
- 3 配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。

○考えられる要素

- ・ 老後の自立のための権利という考え方
- ・ 世代間連帯（世代と世代の支え合い）の考え方
- ・ 年金加入のメリット（障害・遺族年金の保障、国庫負担、生活保護との違い）

2. 納付義務履行確保のための方策について

	具体策	費用	効果
納付への理解の促進	広報・PR、教育	一人当たり低	確実性が低い 本人の意思を尊重
納付しやすい環境整備	納付方法の多様化 免除・猶予制度の整備		
未納者への勧奨・説得	文書・電話・戸別訪問による督励 市場化テスト		
強制徴収	督促状送付、財産調査、財産差押、換価の実施	一人当たり高	確実性が高い 本人の意思に反する

市町村による滞納処分について

国民年金法（抄）

（督促及び滞納処分）

第九十六条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促することができる。

2～3

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。

5 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分すること
ができる。この場合においては、厚生労働大臣は、徴収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付
しなければならない。

6 略

（規定の趣旨）

厚生労働大臣が処分を行うことが困難である場合には、滞納者の居住地若しくは財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができることとしているもの。市町村に処分の請求をする場合として考えられるのは、滞納者なりが、年金事務所から遠隔地や離島である場合であることなどである。

なお、請求に基づき市町村が処分を行った時には、徴収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならないとされている。

社会保障審議会年金部会におけるこれまでの議論の整理(抜粋)

平成20年7月11日
社会保障審議会年金部会

〔本資料は、第1回(平成18年12月27日)から第10回(平成20年7月2日)までの当部会において各委員から出された意見等を、今後に残された課題に関する項目ごとに分類・整理したものであり、部会としての「取りまとめ」を行ったものではない。〕

3. 平成16年改正後の残された課題

(4) 国民年金保険の免除制度

◎各方面からの主な提案内容

○ 免除制度について、本人の申請を待たずに、厚生労働省が積極的に、職権で行うべき。

◎論点

- まずは、免除対象者への勧奨の徹底と一部免除対象者への納付勧奨により、現行制度の中での未納・未加入対策を徹底し、将来の無年金・低年金者の減少を図ることが重要ではないか。
- 職権で免除を行う場合、個々の被保険者が免除要件に該当するかどうかを確認する必要がある。このため、国民年金第1号被保険者(約2,100万人)の所得を審査する必要があるが、このような網羅的な所得審査の仕組みが現実構築可能か。
- 現に、所得がなくても、免除を申請せず保険料を納付している方がいるが、こうした方の納付意欲に悪影響を及ぼさないようにするためには、どのような仕組みにすべきか。
- 世帯所得が低くなるに当たって申請免除者の割合は増加するが、「所得なし」でも4割程度は保険料を納付している(平成17年国民年金被保険者実態調査)という実態をどう評価するか。

◎委員意見

- 対象の方が未納のままでは、免除対象になった方が望ましいことだと思うので、免除手続の勧奨をどんどん進めるようお願いしたい。(F委員)
- 広報の徹底が必要。(P委員)
- 申請なしに政府が職権で免除するというには、国民から政府に対する信頼が必要。(L委員)
- 滞納率の問題がいたずらに大きく喧伝されすぎている。年金財政上影響はないことを確認した上で、年金制度全体として保険料納付のインセンティブが働く仕組みが必要。(C委員)
- 本人に対して免除の勧奨をすれば、職権免除まではやなくても良いのかもしれない。(F委員)
- 申請者が市町村の窓口に来るだろうか。勧奨されても、徳劫という状況もあるのではないか。戸別訪問して書類作成を代行するのは、親切すぎるか。(G委員)
- 市町村が税を国税からもらうのは1年間かかるが、一年前の所得情報に基づいて判断することしかできない。所得の変動が大きい人についてはどうするのか。(L委員)
- 国民が自ら手続を行うという意識付けをすべきであり、職権でやるのは控え目にすべき。(D委員)

- ターンアラウンドを徹底し、申請書類の必要事項は役所で記載し、サインのみ求めるなどとしてはどうか。(E委員)
- 免除の制度を周知するための教育・広報をしっかりとすること、職権免除をセットで考えるべき。教育・広報を充実させるのであれば、職権免除ではなく免除手続勸奨・ターンアラウンドで十分であるが、教育・広報にあまり力点が置かれないのであれば、免除手続勸奨・ターンアラウンドでは不十分となり職権免除が必要となる。(F委員)
- 所得の低い人や若い人は、免除など年金制度をよく知らないことが多い。また、免除の手続を社会保険事務所に行かなければできないとなると、面倒になってしまわないか。(G委員)
- 個人所得課税と一体的に議論すべき。年金保険料には反対給付があることなどから租税と全く同じではないとはいえ、水平的公平の問題を完全に避けることは出来ない。個人所得税・住民税における給与所得控除の背景の1つは水平的公平の問題。国民年金保険料の免除制度の見直しは、税制と一体的に、具体的には、給与所得控除の縮小が給与所得者に受け容れられるような土壌作りのなかで進められることが好ましいと考える。こうした議論のなかで、「免除制度の見直し」というよりも論点を大きく設定し「定額保険料」そのもの見直しに着手すべきではないか。(J委員)
- 現在社会保険庁が行っている免除申請をしていない者に対する勸奨を徹底すべきであり、本人の申請を待たずに職権で行うのは、行き過ぎである。(I委員)
- 所得情報に基づき行政側が一方的に手続きをしよう、というようなものではなく、書類等を行政側が作成し、本人の同意を得て手続きに入る形を想定している。もちろん、適用対象であっても保険料を納めた人には納付してもらおう。現行の免除勸奨をさらに徹底させて、こうした適用が実現できるなら、それで結構。(K委員)
- 国民年金の免除を本人の申請を待たずに職権で行うことについては、加入者本人の拠出意思と無関係に免除が進められる可能性があり、また以前問題となった収納率向上対策として安易に行われる危険性があるため、賛成できない。
 今後は、従来以上の丁寧な説明による免除勸奨を通じて、本人の意思に即した免除申請が円滑になされるように努めていくべきである。(N委員)
- 社会保険が強制加入となっている理由の一つは拠出回避にある。社会保険庁の調査によると、若年(20歳~29歳)の第1号未加入者の制度周知度はかなり低い。「国民年金の加入義務」や「納付義務」について周知している第1号未加入者の割合は約50%にすぎない。また、制度の仕組みの周知度はさらに低くなっている。支払うべき保険料と受けとる給付——年金制度では、生活上のリスクに対してどのような所得保障が行われているか、財源はどのように調達されているか、子ども世代、学生世代、若年の労働世代に年金制度に関する情報が容易に理解できるような形で提供されなければならない。(年金教育の必要性)。
 “拠出が困難な者”に対しても一定の保障を確保する仕組みは必要である。現行制度では免除制度が設けられているが、その権利と義務を行使しない者がいる。国民年金の加入・保険料納付のデメリット、逆に、未加入・未納のデメリットを社会保険関連制度に仕組み、加入・保険料納付の誘因を高めることも考えてよい。
 2006年多段階免除制の実施により申請免除者数は増加傾向にあるので、今後も免除対象者への勸奨の徹底を行うとともに、職権で免除を行うことを検討してもよいと思う。(H委員)
- 本人の申請以外に認めない現行の仕組みを転換する「逆転の発想」をして、役所が本人に説明し、同意を得たら、手続きを代行してあげるターンアラウンド方式もいいのではないか。(F委員)

保険料免除の所得基準について

○ 全額免除

市町村民税の均等割が非課税となる合計所得金額の額を参考として設定。

(扶養親族+1) × 35万円 + 22万円

○ 半額免除(平成14年4月～)

4人世帯における基本的な消費支出水準(年間所得282万円)を基準として設定。(=所得税課税所得が80万円となる所得金額)

118万円(※) + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

※所得税課税所得が0となる所得金額 = 基礎控除額(38万円) + 各種控除額

○ 4分の3免除(平成18年4月～)

半額免除基準 - 40万円として設定。

78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

○ 4分の1免除(平成18年4月～)

半額免除基準 + 40万円として設定。

158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

(参考) 地方税法等における規定

地方税法(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)

(個人の市町村民税の非課税の範囲)

第二百九十五条 市町村は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては市町村民税(第二号に該当する者については、第二百二十八条の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課することができない。ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

- 一 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- 二 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。)
- 2 分離課税に係る所得割につき前項第一号の規定を適用する場合における同号に掲げる者であるかどうかの判定は、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日の現況によるものとする。
- 3 市町村は、この法律の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができない。

地方税法施行令(昭和二十五年七月三十一日政令第二百四十五号)

(法第二百九十五条第三項に規定する政令で定める基準)

第四十七条の三 法第二百九十五条第三項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 市町村の条例で定める金額は、法第二百九十五条第三項に規定する法の施行地に住所を有する者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を当該条例で基本額として定める一定金額に乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該乗じて得た金額に当該条例で加算額として定める一定金額を加算した金額)とするものとする。
- 二 前号の基本額として定める一定金額は、三十五万円において、三十五万円に、生活保護法第八条第一項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準における地域の級地区分(前年の十二月三十一日における地域の級地区分とする。)ごとに、総務省令で定める世帯につき前年において同法第十一条第一項第一号から第三号までに掲げる扶助に要した費用として算定される金額を勘案して総務省令で定める率で、当該市町村が同日において該当した当該地域の級地区分に係るものを乗じて得た金額を参酌して定めるものとする。
- 三 第一号の加算額として定める一定金額は、二十一万円を超えない範囲において、二十一万円に、前号に規定する総務省令で定める率で当該市町村が前年の十二月三十一日において該当した同号に規定する地域の級地区分に係るものを乗じて得た金額を参酌して定めるものとする。

(控除対象配偶者十扶養親族十1) × 35万円(※) + 21万円(※)

※ 市町村により異なる。

独自の免除申請書を使用している市と近隣市の納付率等の状況

	独自申請書A市	近隣市①	近隣市②	近隣市③	近隣市④
納付率	54.7%	56.0%	58.4%	59.1%	61.6%
第1号被保険者に占める 申請免除者の割合	10.0%	12.4%	10.1%	8.7%	9.8%

	独自申請書B市	近隣市①	近隣市②	近隣市③	近隣市④
納付率	56.0%	61.9%	63.4%	64.6%	68.5%
第1号被保険者に占める 申請免除者の割合	10.7%	9.8%	9.6%	8.6%	8.6%

※1 国民年金保険料の徴収は日本年金機構が行っている。

※2 納付率は平成24年度分。

※3 第1号被保険者に占める申請免除者の割合は平成25年3月末現在。

学生納付特例制度について

《制度創設の経緯》

- 国民年金制度の発足時には、学生や専業主婦などのように通常無収入と想定される人については、任意適用とされていた。
- このうち、専業主婦については、昭和60年改正によって、被用者(第2号被保険者)の被扶養配偶者であれば、第3号被保険者として国民年金の強制加入者とされた。(S61. 4～)
- 一方、学生については、引き続き任意加入者とされていたため、障害無年金者の発生や、満額の年金を受給するのに必要な40年間の加入年数を満たすことができないといった問題が提起されていたため、平成元年改正によって、20歳以上の学生は強制加入者とされた。(H3. 4～)
- しかしながら、この間、学生の強制加入に伴う保険料負担のあり方について、
 - ① 通常は無収入と想定される学生について、国民年金の保険料の拠出を求め、親に保険料拠出を頼る事態を招いていること
 - ② 子供の老後のために親が保険料を支払うことは、世代間扶養を基本理念とする公的年金制度の趣旨にそぐわないのではないかということ
 - ③ 学費や生活費の仕送りに加えて親に国民年金の保険料を納付させることは、親の負担を大きくしてしまうことから、学生については、卒業後に保険料を納付させ、親が子供の保険料を負担する必要がなくなる制度を導入すべきだという意見があったことから、平成12年改正において学生納付特例制度が創設されたもの。(H12. 4～)
- 一般の申請免除の適用をせずに学生納付特例を優先適用することとしたのは、負担能力があると判定された者に猶予することは制度的に矛盾すると考えられたことや事務処理上の困難性を考慮したことによるもの。

学生納付特例法人の積極的な取組の例

専門学校3校(医療技術系、IT系、動物系)を有する法人の例(平成24年度)

- ・3校の生徒総数: 2, 085名(うち2年生の生徒数: 690名)
- ・申請書受付件数: 402件(3校の合計)

○ 毎年度4月に、2年生を対象に学生納付特例制度の一斉説明会を開催



○ 説明会終了後、申請を希望する学生に申請書を記入させ、各クラスの担任が申請書を保管・管理



○ その後、毎月20歳に到達した学生の申請書を各学校ごとにとりまとめ、法人本部へ送付



○ 法人本部から年金事務所へ提出

若年者納付猶予制度について

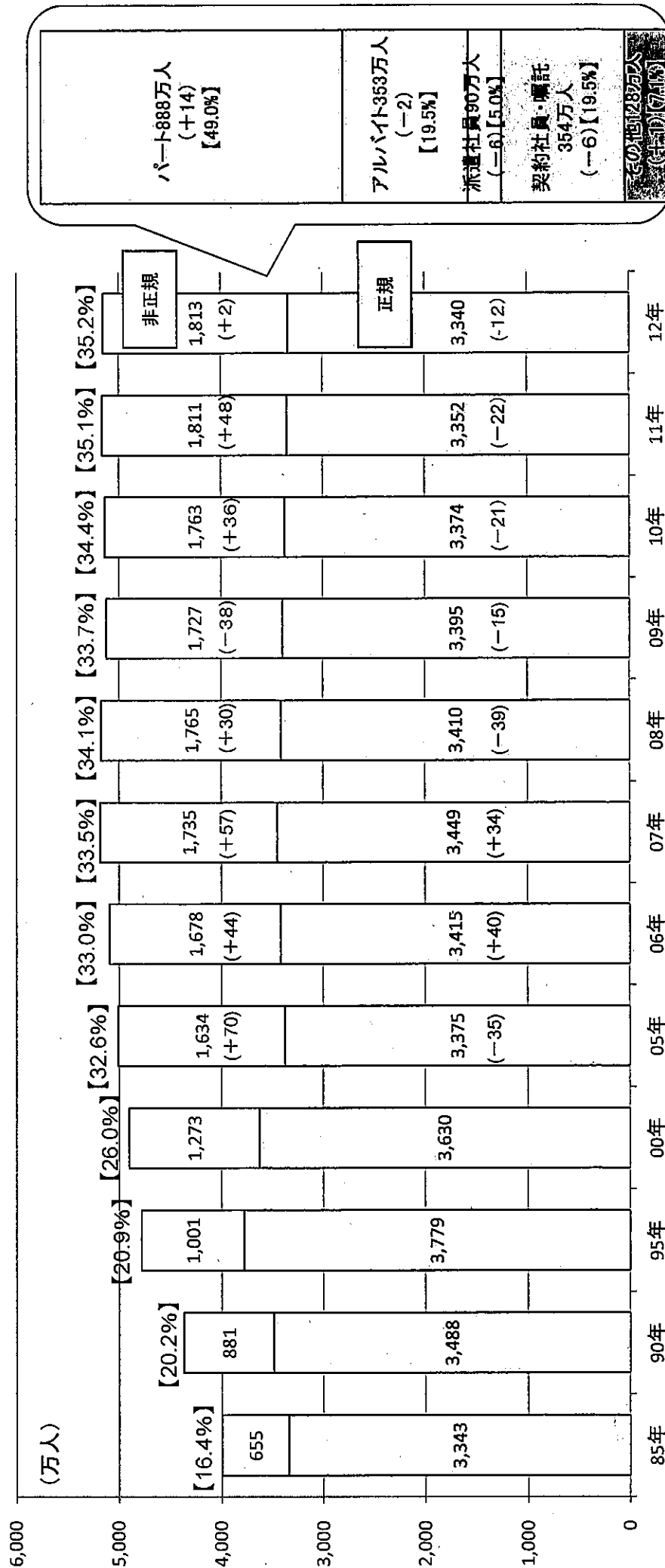
《制度創設の経緯》

- 平成12年改正で、国民年金第1号被保険者である学生について、本人の所得が一定以下である場合には、申請に基づいて保険料の納付を要しないとす学生納付特例制度が創設された。
- 一方、学生でない若年者については、これまでの制度では、就職が困難であったり、失業中である等の理由で所得が低い人であっても、収入のある親と同居していると、保険料は免除とならなかった。
- このような若年者が、将来の無年金・低年金となることを防止するために、平成16年改正で、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人及び配偶者の所得要件で、保険料納付を猶予し、負担できることとなった時点で保険料追納を可能とする若年者納付猶予制度を創設。(H17. 4)
- 若年者納付猶予制度については、当時の社会経済状況を踏まえ、若年者の保険料追納の機会を確保するという観点から設けるものであったことから、平成17年4月から平成27年6月までの時限措置とされた。
- その後、保険料の納付の理解を得るに当たって有効に機能していること等から、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」により、平成37年6月まで延長。

正規雇用と非正規雇用の労働者の推移

- 非正規雇用は、95年から05年までの間に増加し、以降現在まで微増（労働者全体の35.2%）。なお、直近（2013年9月現在）では、1,940万人（37.1%）※。
- 正規雇用は、95年から05年までの間に減少し、以降その数はほぼ横ばい状態。

※総務省「労働力調査（基本集計）」（9月分）。なお、月単位の公表は同年1月から開始。季節的変動があるため留意が必要。



(資料出所) 2000年までは総務省「労働力調査（特別調査）」（2月調査）、2005年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）による。

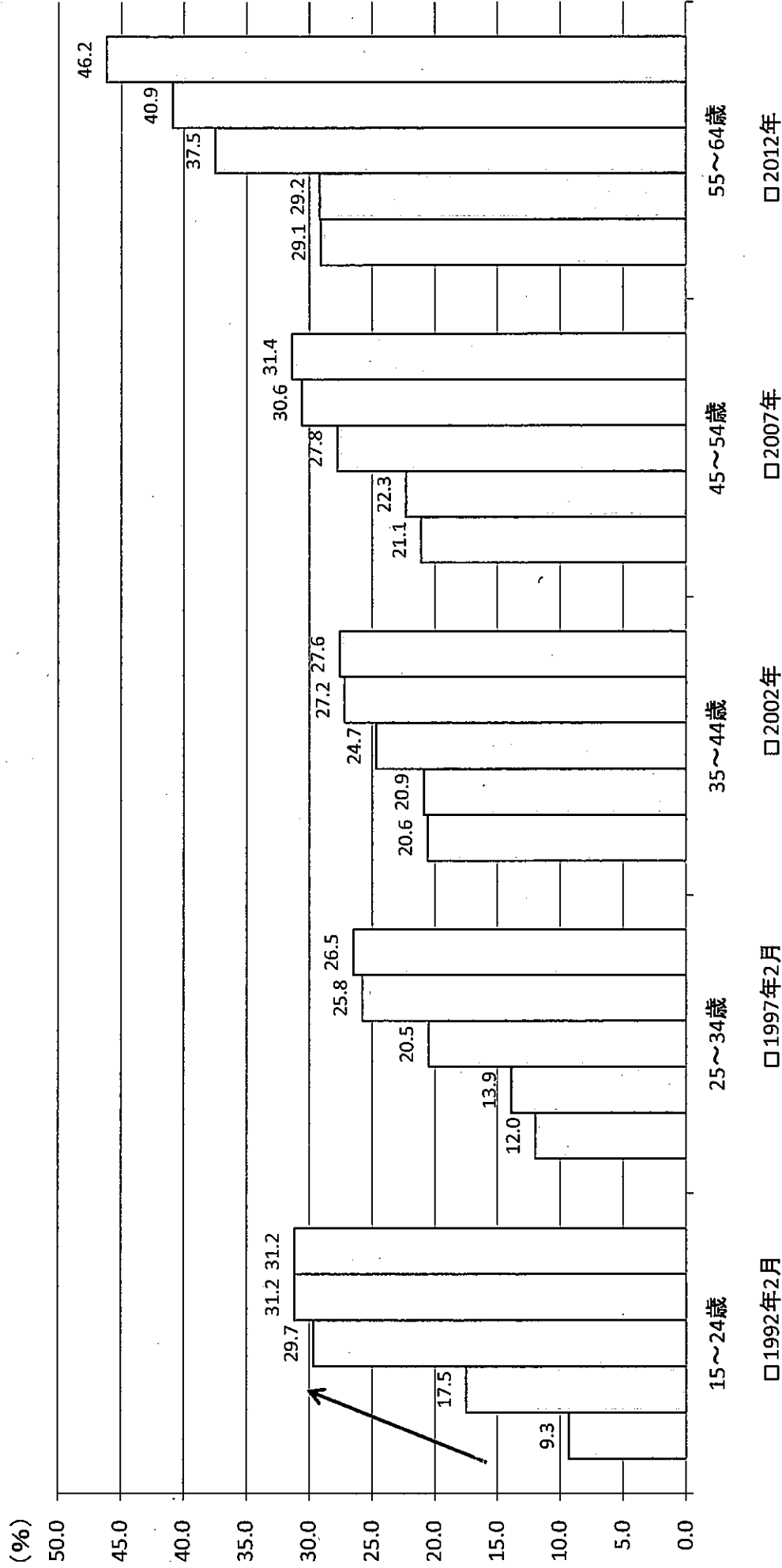
(注) 1) 2005年以降の実数及び割合は2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）に切替え集計した値。

2) 2011年の数、割合及び前年差は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値。

3) 雇用形態の区分は、勤め先の「呼称」によるもの。

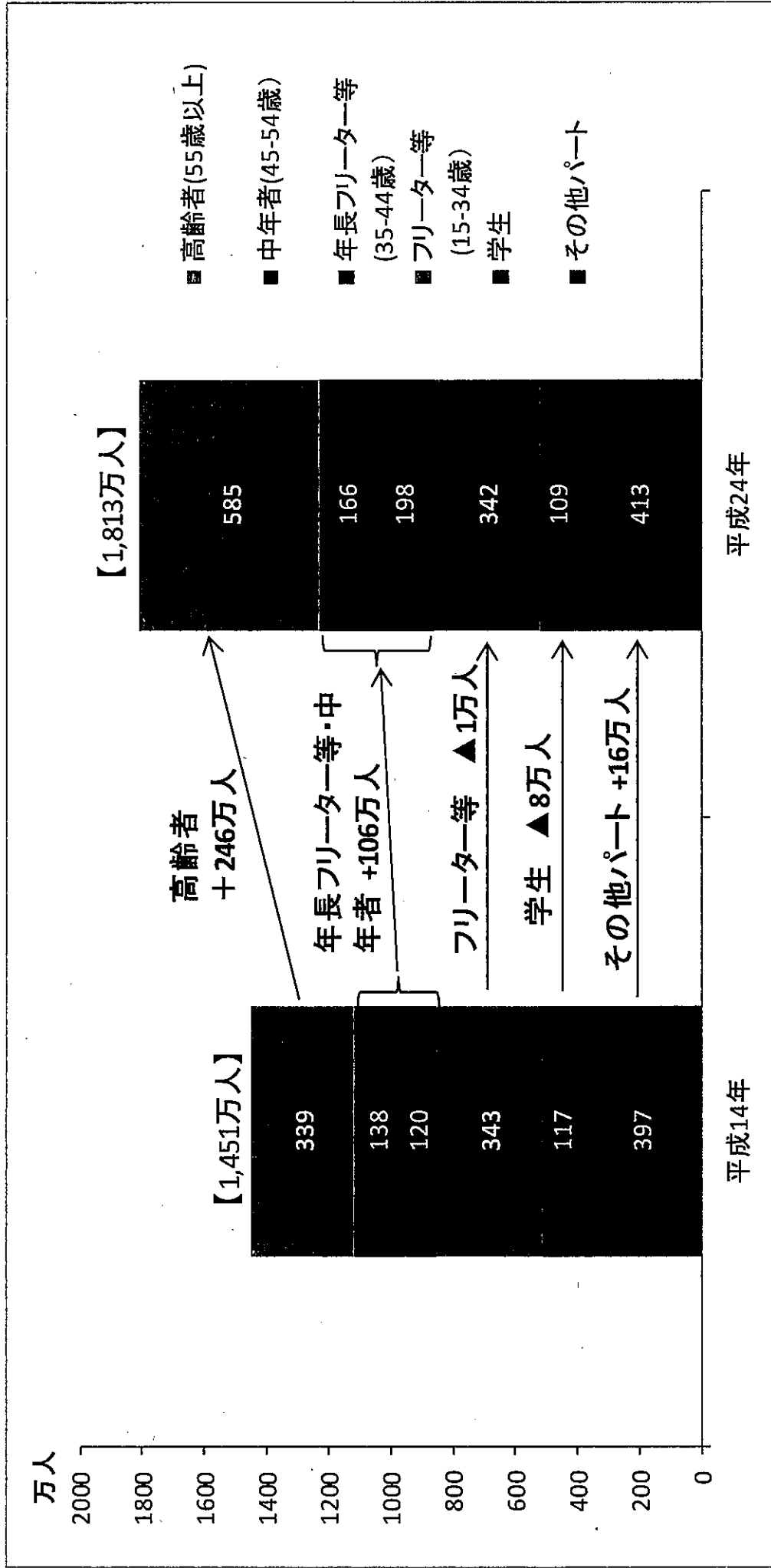
非正規雇用の労働者の推移(年齢別)

- 非正規雇用の労働者の割合は、すべての年齢層において上昇傾向。
- 特に15～24歳層において、1990年代半ばから2000年代初めにかけて大きく上昇。



(資料出所) 総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)及び総務省「労働力調査(詳細結果)」(年平均)長期時系列データ
 注) 1 役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合(1992年及び1997年における15～24歳(在学中を除く)については、当時の公表値(非農林業)から算出。) 15～24歳層では在学中の者を除いている。
 2 非正規雇用の労働者：勤め先での呼称が「アルバイト」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員・嘱託」「その他」である者。

非正規雇用労働者の動向



資料出所：「労働力調査（詳細集計）」（平成14年、24年）

（注）「高齢者」：55歳以上の非正規雇用労働者

「中年者」（45-54歳）、「年長フリーター等」（35-44歳）、「フリーター等」（15-34歳）：それぞれの年齢階級の非正規雇用労働者から、学生・その他

パートを除いた数。

「学生」：在学中の非正規雇用労働者(15-24歳)

「その他パート」：世帯主の配偶者である女性のパート・アルバイト(15-54歳)

年金事務所職員による国民年金保険料収納範囲の拡充

1. 現状の課題

- 日本年金機構は保険料の徴収に関する事務を国から委託されているが、年金事務所の窓口での現金収納は原則認められていないことから、お客様に原則として収納を行わない旨を説明した上で、それでもなお納付しようとした場合に限り収納しており、お客様の納付意欲を失うきっかけや苦情につながる。
- ・ 年金事務所へ国民年金資格取得や前納申出等の手続きで来所されたお客様から保険料納付の申し出があっても、年金事務所職員が保険料を収納することができない。
- ・ 特別催告状等の送付を契機に年金事務所に来所されたお客様から保険料の納付の申し出があっても、年金事務所職員が保険料を収納することができない。

2. 対応策(案)

- 日本年金機構は、国民年金保険料の徴収に関する事務を国から委託されていることから、お客様が年金事務所に来所され、国民年金保険料を納める申し出をされた場合は、次に掲げる場合において収納を行えるよう政省令を改正する。

〔新たに収納することができるケース〕

- ・ お客様が保険料を年金事務所に持参した場合
- ・ 国民年金資格取得等に関する相談や手続き、前納申出等に来所されたお客様から保険料の納付の申し出があった場合
- ・ 特別催告状等の送付を契機に納付相談に来所されたお客様から保険料の納付の申し出があった場合
- ・ 最終催告状送付後の呼び出しにより来所されたお客様から保険料の納付の申し出があった場合
- ・ 年金事務所職員が戸別訪問したお客様から保険料の納付の申し出があった場合

3. 事故防止対策(案)

- 日本年金機構における現金紛失等の事故を未然に防止するため、次の対策を講じる。
- ・ スタンプ領収機によりお客様からの現金を収納した事蹟を記録する。
- ・ 収納事務の取扱いを厳格に定めた収納事務等実施要領及び日本年金機構金庫取扱細則に基づく取扱いを徹底する。
- ・ 業務監査によるモニタリングを拡充する。
- ・ 年金事務所内において防犯カメラによる監視を行う（平成24年度に導入済）

市場化テスト事業の改善

1. 成績優秀な受託事業者の確保方策

(1) 現状の課題

- 民間事業者の中には、創意工夫やノウハウを活用し目標を達成する事業者がいるが、現行の仕組みでは契約期間が終了するとそのまま契約が終了することとなり、市場化テスト事業受託事業者が蓄積したノウハウがその後の事業に活かせていない。
- (2) 対応策（案）
 - 優秀な市場化テスト事業受託事業者には、契約期間の延長を認める。

一定の要件（例えば、品質保証（SLA）を達成しているなど）を満たした市場化テスト事業受託事業者については、官民競争入札等監理委員会の議を経て契約期間を延長出来ることを実施要項で明確にする。

2. 効率的・効果的な事業の在り方

(1) 現状の課題

- 市場化テストの入札により不落となった場合は、現在の実施要項では、再度公告入札に付すこととされている。この場合、官民競争入札等監理委員会における実施要項の審議・公告期間及び落札後の準備期間等のリードタイムを確保する必要があり、新たに事業を開始するまでには最短でも7か月間を要する。（別紙）

このため、市場化テスト事業に空白期間が発生し事業の継続性が担保できない。

- ※ 平成24年10月の入札において不落が発生し、新たな入札による市場化テスト事業開始までの間、市場化テストによらない民間委託を実施したため、公共サービス改革法第33条「国民年金法の特例」の適用を受けることが出来ず、事業に影響があった。

「国民年金法の特例」：

- ・ 弁護士法第72条の不適用……納付を拒否した滞納者に対する請求行為（法律事務）を弁護士のみには許容する
 弁護士法72条は、適用しない。
- ・ 納付受託者のみなし……滞納者からの保険料（現金）の受領を可能とする。

(2) 対応策 (案)

- 不落となった場合、最も有利な申込みである者との随意契約を可能とする

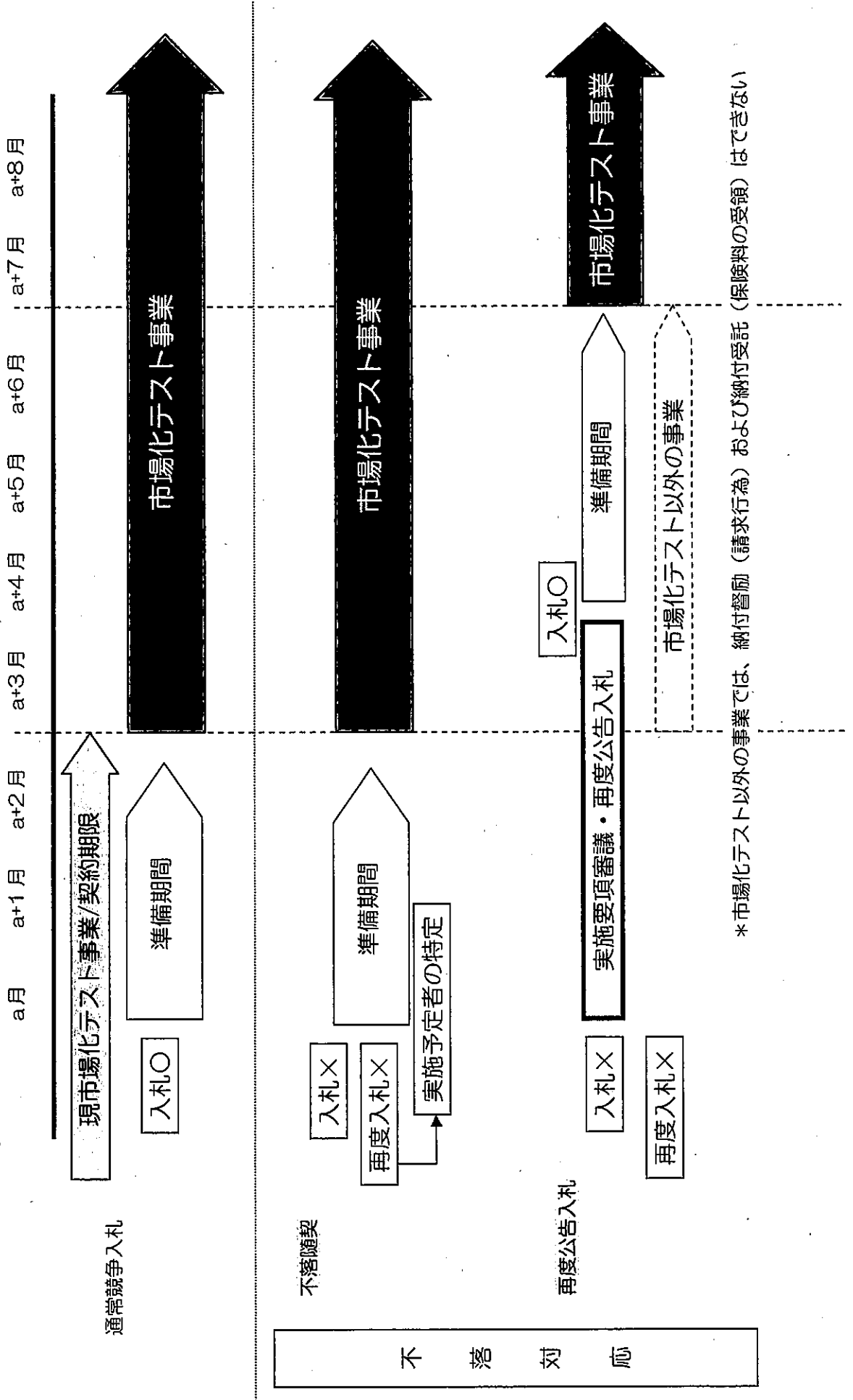
不落となった場合には、予定価格の範囲内で、実施要項等と同様の基準で事業を実施できることが確認できた者の中から、委託者が「公共サービスの質の維持及びコストの削減」の観点から「最も有利な申込みである」と判断した申込者を、事業を実施するものとして決定することを可能とする（不落随契を可能とする実施要項案が監理委員会の議を経た前例がある。）。

- 契約延長を可能とする

最も有利な申込みである者との契約ができなかった場合、改めて、市場化テストの入札により受託事業者を決定することとなることから、市場化テスト事業の空白期間の発生を防止するため、新たに受託事業者が決定するまでの間は、現受託事業者との契約延長を可能とする（これを明文化した実施要項案が監理委員会に諮られた前例は、現時点では見当たらない。）。

なお、改めて市場化テストの入札を実施しても、受託事業者が決定しない事態が再度発生する場合があります。点に留意する必要があります。

不落時の対応



*市場化テスト以外の事業では、納付督促（請求行為）および納付受託（保険料の受領）はできない

社会保障審議会年金部会における議論の中間的な整理（抜粋）

－ 年金制度の将来的な見直しに向けて －

《平成20年11月27日 社会保障審議会年金部会》

6. パート労働者に対する厚生年金適用の拡大等

- 賃金により生計を営む被用者については、パート労働者や非適用事業所の被用者等を含め、できる限り厚生年金を適用し、報酬比例部分を含めた年金権の確保を図り、その老後の生活の安定を図ることが求められている。
- 一方で、低所得のパート労働者への適用拡大を図る場合、現行の標準報酬月額の下限（98,000円）の引下げが必要となるが、この場合、国民年金の第1号被保険者（平成20年度で月額14,410円の保険料負担）が基礎年金しか受給できないことに対し、それよりも低額の保険料負担で厚生年金も併せて受給できるというアンバランスが生じることが懸念される。
- そのような中で、現在国会に提出されている被用者年金一元化法案は、働き方が正社員に近いパート労働者について厚生年金の適用対象としようとするものであり、厚生年金の適用拡大の第一歩として、まずは、その早期成立を図るべきである。
- 将来、年金制度の見直しの中で、保険料軽減支援制度が導入されるなど基礎年金の最低保障機能の本格的な強化が図られた場合には、上述のアンバランスを避けられる可能性も出てくることから、制度環境が大きく変化した際に、更なる厚生年金の適用拡大を検討すべきである。この場合、厚生年金の適用拡大は年金財政にとってマイナスの影響を及ぼす可能性があるが、それを補填する費用をどうするかという点についても検討する必要がある。
 - 一方で、この適用拡大は、低所得者に対する所得保障の充実という意味において、基礎年金の最低保障機能の強化と同様の効果をもたらすものであり、また、基礎年金での対応を必要最小限のものとする効果も有していることから、そのような観点からも、年金制度全体の見直しと一体的に検討を進めていくことが重要であると考えられる。
 - なお、上述のアンバランスを避けながら基礎年金の最低保障機能の強化を図り、かつ、非正規雇用を自然な形で減少させる方法として、現行の第1号被保険者である被用者を雇用する事業主に、事業主負担

分だけの保険料納付を求めることも検討すべきではないかとの意見もあった。これについては、対象者がパート労働者や学生アルバイトも含めて非常に多くなることから、事業主が記録管理を行うことが困難になるといった問題が生じるのではないかとの意見もあった。

- 第3号被保険者の取扱いは、パート労働者の取扱いと密接な関係があり、これらについては、当部会でも今まで様々な議論がなされてきた。平成16年改正に向けた議論では、厚生年金の適用拡大については基本的に行うべきとされ、また、第3号被保険者については、具体的な見直し案に対しては様々な意見が出されたが、厚生年金の適用拡大等により第3号被保険者の範囲を縮小していく方向性については一致したという経緯がある。

その上で、平成16年改正により、第2号被保険者が納付した保険料は夫婦で共同で負担したものとみなす旨の規定を法律上明記した上で、第3号被保険者期間についての厚生年金の分割制度が導入された。また、現在国会に提出されている被用者年金一元化法案が成立すれば、厚生年金の適用拡大によって第3号被保険者の範囲は縮小することとなる。

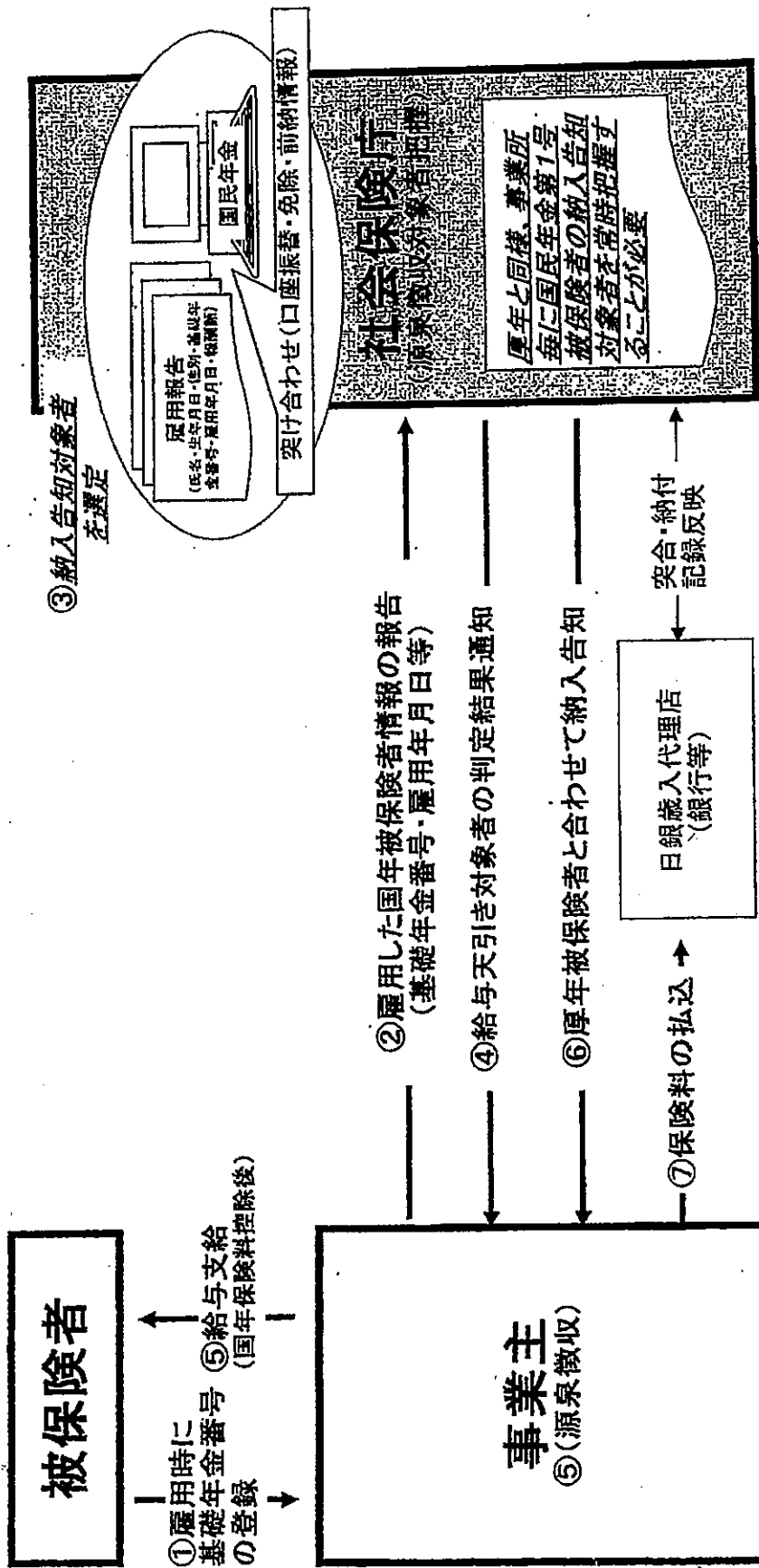
今後、更なる厚生年金の適用拡大を検討するに当たっては、第3号被保険者の範囲を含む第3号被保険者制度のあり方について併せて議論する必要がある。

- なお、国民年金保険料を事業主がパート労働者の給与から代行徴収することについては、慎重に検討していく必要がある。

検討に際しての留意点としては、

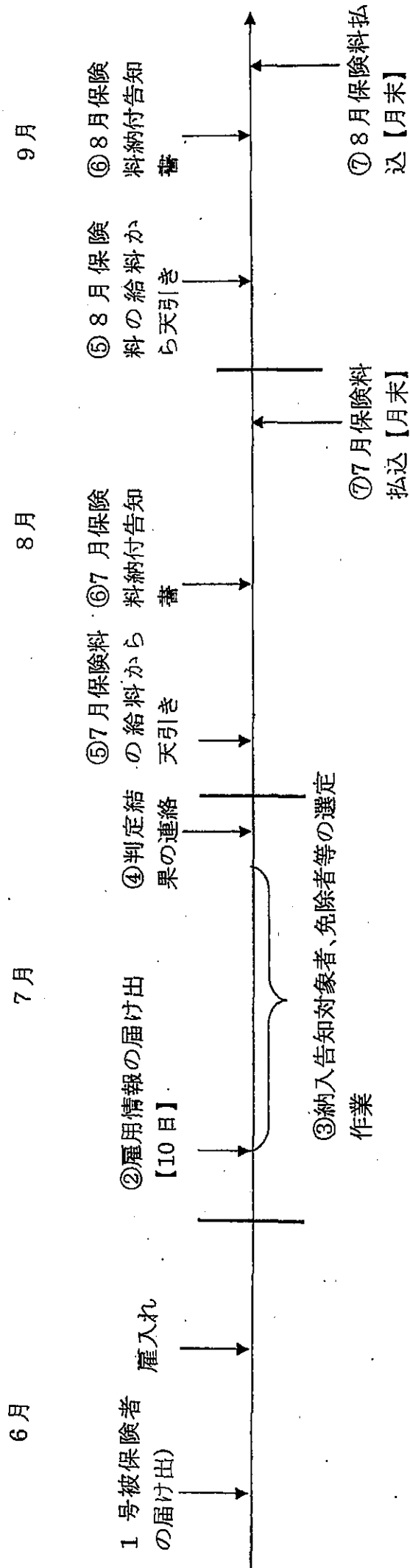
- ・ 事業主に代行徴収の義務を課すのか、任意の制度とするのか、
 - ・ 低い賃金から定額の保険料を天引きすることは可能か、
 - ・ 事業主と社会保険庁との間で保険料の納付事務を円滑に進めることが可能か、
 - ・ 雇用期間の短い者についても、事業主に保険料を徴収させることが現実的か、
 - ・ 事業主の徴収コストについて誰が負担するのか、
- といったものが挙げられる。

事業主によるパート労働者に係る国民保険料徴収の事務処理フロー(案1:天引き)

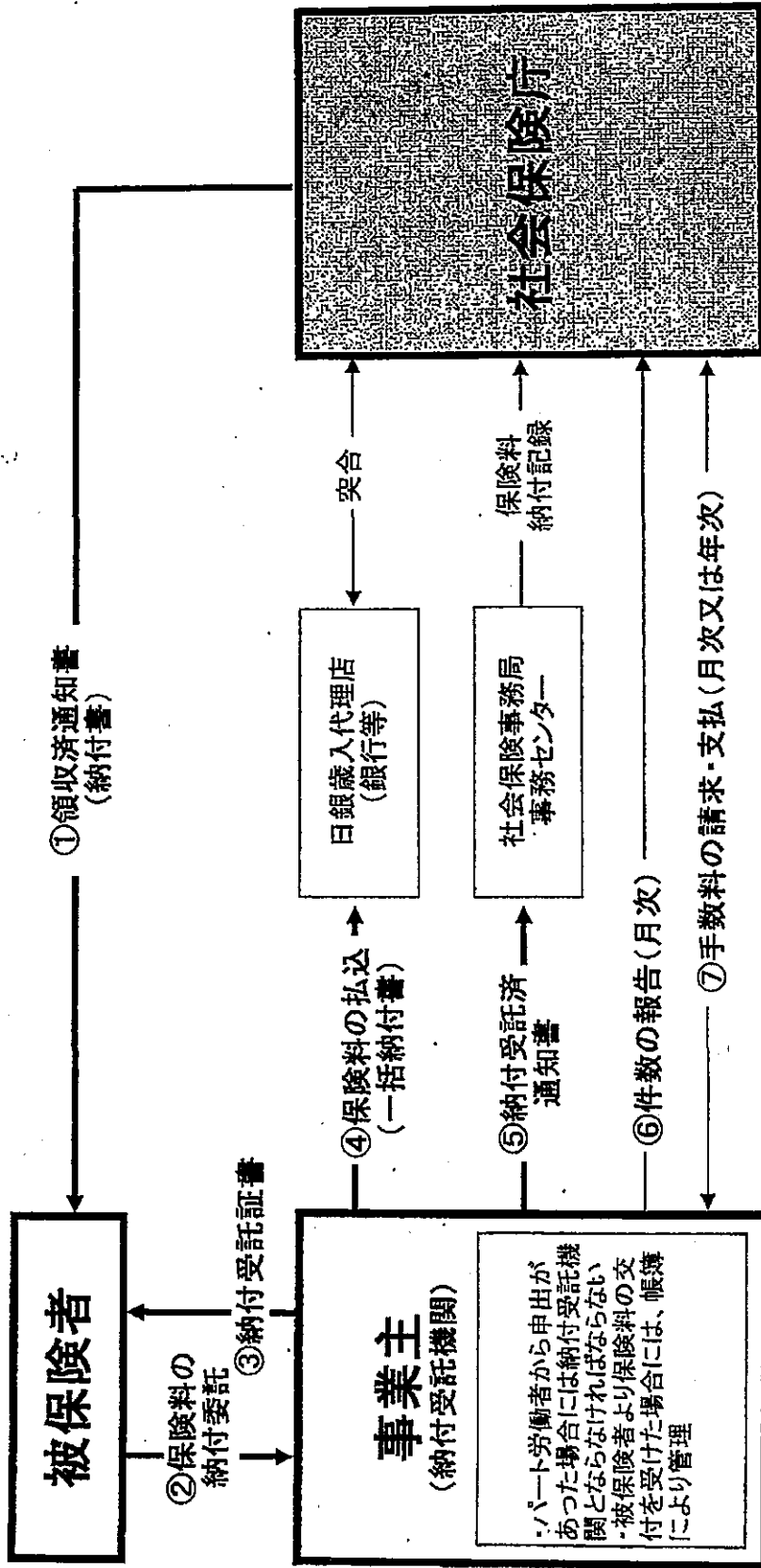


国民年金保険料の事業主が天引きする場合のフロー【案1】

(例) 6月に雇い入れした場合



事業主によるパート労働者に係る国民保険料徴収の事務処理フロー(案2:納付受託)



※現行の納付受託制度では、保険料取扱事務手数料契約を結んでいる。(コンビニの場合、51円/1件)
 ※収納から国庫納入までに滞留日数があるコンビニについては、償務保証契約をしてもらっている。

パソコンを持たない方向けの年金記録確認サービス

(来訪)

○「ねんきんネット」による年金加入記録交付サービス

自宅でインターネットの利用が難しい方には、一部の市区町村、一部の郵便局窓口(別添参照)でも「ねんきんネット」によるサービスの提供を行っています。

(市区町村、郵便局窓口では、年金加入記録の印刷交付サービスのみの取扱いとなります。)

(電話)

○年金加入記録照会

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」(0570-058-555)

ご本人確認のうえ、年金加入記録を印刷して郵送します。

基礎年金番号、または「ねんきん定期便」の照会番号をご用意ください。

○年金見込額試算

「ねんきんダイヤル」(0570-05-1165)

50歳以上の方を対象に、ご本人確認のうえ、年金見込額を計算します。

なお、試算結果は郵送で回答します。

(※年金記録の状況等により、お受けできない場合があります。)

「ねんきんネット」取扱市区町村一覧（平成 25 年 8 月 30 日現在）

都道府県	市区町村数	取扱市区町村
北海道	79	士別市、上川郡東川町、上川郡和寒町、上川郡下川町、上川郡剣淵町、富良野市、空知郡上富良野町、空知郡中富良野町、空知郡南富良野町、中川郡音威子府村、中川郡美深町、中川郡中川町、名寄市、夕張郡由仁町、虻田郡二セコ町、寿都郡黒松内町、寿都郡寿都町、岩内郡岩内町、虻田郡留寿都村、河東郡音更町、河東郡士幌町、中川郡豊頃町、中川郡本別町、足寄郡足寄町、十勝郡浦幌町、中川郡幕別町、中川郡池田町、足寄郡陸別町、河西郡中札内村、広尾郡広尾町、河西郡更別村、上川郡清水町、紋別郡雄武町、斜里郡清里町、千歳市、滝川市、空知郡奈井江町、雨竜郡北竜町、砂川市、深川市、雨竜郡秩父別町、勇払郡厚真町、勇払郡安平町、勇払郡むかわ町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、新冠郡新冠町、上磯郡知内町、瀬棚郡今金町、虻田郡豊浦町、有珠郡壮瞥町、苫前郡苫前町、苫前郡初山別村、苫前郡羽幌町、留萌郡小平町、利尻郡利尻富士町、稚内市、天塩郡遠別町、天塩郡天塩町、天塩郡幌延町、枝幸郡中頓別町、上川郡鷹栖町、斜里郡斜里町、増毛郡増毛町、斜里郡小清水町、久遠郡せたな町、上磯郡木古内町、檜山郡上ノ国町、日高郡新ひだか町、白老郡白老町、幌泉郡えりも町、河東郡鹿追町、恵庭市、島牧郡島牧村、雨竜郡沼田町、樺戸郡新十津川町、礼文郡礼文町、紋別郡興部町、枝幸郡浜頓別町
青森県	22	東津軽郡今別町、東津軽郡平内町、東津軽郡蓬田村、八戸市、十和田市、弘前市、南津軽郡田舎館村、黒石市、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、平川市、上北郡横浜町、下北郡佐井村、下北郡東通村、つがる市、五所川原市、西津軽郡深浦町、西津軽郡釜ヶ沢町、北津軽郡中泊町、下北郡大間町、上北郡七戸町
岩手県	17	大船渡市、一関市、奥州市、九戸郡野田村、九戸郡軽米町、九戸郡洋野町、二戸市、二戸郡一戸町、花巻市、岩手郡滝沢村、下閉伊郡山田町、下閉伊郡普代村、盛岡市、宮古市、九戸郡九戸村、下閉伊郡岩泉町、釜石市
宮城県	15	石巻市、伊具郡丸森町、黒川郡富谷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、遠田郡美里町、遠田郡涌谷町、加美郡加美町、柴田郡川崎町、角田市、刈田郡七ヶ宿町、白石市、黒川郡大和町、亶理郡山元町、宮城郡利府町
秋田県	9	山本郡三種町、南秋田郡八郎潟町、北秋田市、鹿角市、大館市、北秋田郡上小阿仁村、山本郡八峰町、山本郡藤里町、能代市

都道府県	市区町村数	取扱市区町村
山形県	23	村山市、東根市、寒河江市、西村山郡河北町、新庄市、尾花沢市、最上郡金山町、最上郡舟形町、東田川郡庄内町、飽海郡遊佐町、酒田市、東田川郡三川町、山形市、東置賜郡川西町、西置賜郡飯豊町、西置賜郡白鷹町、鶴岡市、最上郡戸沢村、西村山郡西川町、最上郡真室川町、最上郡鮭川村、北村山郡大石田町、西村山郡大江町
福島県	16	南会津郡下郷町、河沼郡柳津町、大沼郡会津美里町、田村郡小野町、南会津郡檜枝岐村、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、東白川郡矢祭町、西白河郡矢吹町、双葉郡葛尾村、双葉郡川内村、双葉郡双葉町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、石川郡平田村、相馬市
茨城県	13	常総市、桜川市、石岡市、守谷市、水戸市、鹿嶋市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、東茨城郡茨城町、龍ヶ崎市、ひたちなか市
栃木県	16	日光市、宇都宮市、鹿沼市、河内郡上三川町、真岡市、芳賀郡茂木町、足利市、下都賀郡野木町、下都賀郡壬生町、小山市、佐野市、下野市、那須郡那須町、大田原市、矢板市、那須塩原市
群馬県	21	邑楽郡明和町、桐生市、みどり市、渋川市、利根郡川場村、沼田市、東吾妻町、北群馬郡吉岡町、高崎市、甘楽郡甘楽町、藤岡市、安中市、富岡市、前橋市、伊勢崎市、佐波郡玉村町、北群馬郡榛東村、吾妻郡嬭恋村、利根郡昭和村、甘楽郡下仁田町、邑楽郡千代田町
埼玉県	21	川口市、蕨市、北足立郡伊奈町、上尾市、春日部市、幸手市、北葛飾郡杉戸町、北葛飾郡松伏町、志木市、比企郡吉見町、比企郡嵐山町、東松山市、比企郡滑川町、羽生市、所沢市、桶川市、北本市、鴻巣市、南埼玉郡宮代町、久喜市、白岡市
新潟県	5	村上市、阿賀野市、糸魚川市、燕市、加茂市
長野県	47	飯田市、下伊那郡根羽村、下伊那郡喬木村、下伊那郡大鹿村、駒ヶ根市、上伊那郡箕輪町、上伊那郡宮田村、伊那市、上伊那郡辰野町、上伊那郡南箕輪村、上伊那郡中川村、上伊那郡飯島町、諏訪郡下諏訪町、諏訪市、茅野市、岡谷市、小諸市、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、北佐久郡立科町、南佐久郡小海町、南佐久郡南牧村、佐久市、東御市、下高井郡山ノ内町、上水内郡信濃町、飯山市、下高井郡木島平村、下水内郡栄村、中野市、木曾郡上松町、木曾郡木曾町、木曾郡木祖村、北安曇郡池田町、木曾郡王滝村、南佐久郡南相木村、下高井郡野沢温泉村、下伊那郡阿智村、下伊那郡高森町、下伊那郡松川町、下伊那郡壳木村、上高井郡小布施町、上水内郡飯綱町、下伊那郡阿南町、下伊那郡豊丘村、諏訪郡原村、塩尻市

都道府県	市区町村数	取扱市区町村
千葉県	17	南房総市、安房郡鋸南町、長生郡長柄町、印旛郡酒々井町、松戸市、夷隅郡大多喜町、夷隅郡御宿町、長生郡白子町、館山市、習志野市、富里市、山武郡大網白里町、長生郡長生村、匝瑳市、銚子市、勝浦市、山武郡九十九里町
東京都	7	中央区、渋谷区、八丈島八丈町、荒川区、葛飾区、江東区、西多摩郡檜原村
神奈川県	2	厚木市、愛甲郡清川村
静岡県	20	掛川市、藤枝市、牧之原市、島田市、焼津市、裾野市、沼津市、富士宮市、富士市、熱海市、伊東市、下田市、伊豆の国市、賀茂郡南伊豆町、賀茂郡松崎町、賀茂郡西伊豆町、賀茂郡河津町、賀茂郡東伊豆町、御殿場市、磐田市
岐阜県	13	安八郡輪之内町、養老郡養老町、揖斐郡揖斐川町、海津市、揖斐郡大野町、飛騨市、瑞浪市、関市、加茂郡東白川村、可児市、恵那市、中津川市、土岐市
石川県	6	能美市、羽咋市、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、河北郡内灘町、野々市市
愛知県	9	知立市、日進市、愛知郡長久手町、北設楽郡設楽町、清須市、安城市、弥富市、碧南市、海部郡大治町
三重県	1	津市
大阪府	17	泉佐野市、阪南市、岸和田市、泉南郡熊取町、泉南郡岬町、茨木市、富田林市、大阪狭山市、羽曳野市、南河内郡太子町、南河内郡河南町、柏原市、南河内郡千早赤阪村、摂津市、高石市、泉大津市、松原市
兵庫県	12	加東市、南あわじ市、洲本市、加西市、多可郡多可町、赤穂郡上郡町、神崎郡市川町、豊岡市、揖保郡太子町、赤穂市、佐用郡佐用町、三木市
京都府	1	与謝郡与謝野町
奈良県	16	桜井市、宇陀市、宇陀郡曾爾村、宇陀郡御杖村、磯城郡川西町、磯城郡三宅町、生駒郡平群町、北葛城郡広陵町、葛城市、吉野郡野迫川村、御所市、北葛城郡河合町、吉野郡川上村、吉野郡黒滝村、香芝市、吉野郡吉野町
和歌山県	10	西牟婁郡すさみ町、海南市、有田郡湯浅町、有田郡広川町、有田川町、伊都郡九度山町、橋本市、岩出市、伊都郡高野町、海草郡紀美野町
福井県	5	大飯郡高浜町、大野市、大飯郡おおい町、勝山市、越前市
滋賀県	3	高島市、長浜市、愛知郡愛荘町
鳥取県	8	鳥取市、八頭郡智頭町、岩美郡岩美町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、八頭郡若桜町、東伯郡北栄町

都道府県	市区町村数	取扱市区町村
島根県	10	大田市、益田市、江津市、邑智郡美郷町、邑智郡邑南町、浜田市、安来市、隠岐郡隠岐の島町、隠岐郡知夫村、仁多郡奥出雲町
岡山県	3	和気郡和気町、浅口郡里庄町、勝田郡奈義町
広島県	8	大竹市、廿日市市、安芸高田市、庄原市、三次市、山県郡北広島町、東広島市、福山市
山口県	5	下関市、宇部市、山陽小野田市、萩市、長門市
香川県	9	善通寺市、観音寺市、まんのう町、香川郡直島町、小豆島町、さぬき市、木田郡三木町、丸亀市、仲多度郡琴平町
愛媛県	14	今治市、越智郡上島町、八幡浜市、南宇和郡愛南町、北宇和郡鬼北町、北宇和郡松野町、西宇和郡伊方町、四国中央市、伊予市、伊予郡砥部町、伊予郡松前町、大洲市、東温市、喜多郡内子町
高知県	18	高岡郡橋原町、高岡郡津野町、高岡郡越知町、土佐郡土佐町、土佐郡大川村、室戸市、安芸市、南国市、香南市、安芸郡東洋町、安芸郡田野町、安芸郡北川村、長岡郡本山町、香美市、安芸郡奈半利町、安芸郡安田町、安芸郡馬路村、四万十市
徳島県	14	美馬市、板野郡松茂町、板野郡上板町、吉野川市、阿波市、板野郡藍住町、名西郡神山町、板野郡板野町、海部郡海陽町、那賀郡那賀町、海部郡美波町、板野郡北島町、名西郡石井町、徳島市
福岡県	20	豊前市、築上郡築上町、京都郡みやこ町、糸島市、直方市、田川郡大任町、鞍手郡小竹町、鞍手郡鞍手町、宮若市、古賀市、宗像市、福津市、糟屋郡須恵町、糟屋郡粕屋町、糟屋郡志免町、糟屋郡宇美町、糟屋郡久山町、太宰府市、糟屋郡篠栗町、田川郡添田町
佐賀県	4	三養基郡基山町、鳥栖市、嬉野市、伊万里市
長崎県	5	東彼杵郡東彼杵町、東彼杵郡川棚町、島原市、西彼杵郡時津町、西彼杵郡長与町
熊本県	12	山鹿市、上益城郡山都町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、八代市、水俣市、球磨郡あさぎり町、葦北郡芦北町、菊池郡菊陽町、菊池郡大津町、合志市
大分県	5	玖珠郡玖珠町、豊後高田市、東国東郡姫島村、杵築市、国東市
宮崎県	11	西都市、児湯郡高鍋町、児湯郡西米良村、児湯郡川南町、児湯郡新富町、串間市、都城市、児湯郡木城町、延岡市、西臼杵郡高千穂町、児湯郡都農町
鹿児島県	18	大島郡大和村、大島郡伊仙町、西之表市、日置市、鹿児島郡十島村、熊毛郡中種子町、熊毛郡屋久島町、南九州市、南さつま市、枕崎市、指宿市、垂水市、肝属郡錦江町、鹿屋市、肝属郡肝付町、熊毛郡南種子町、大島郡天城町、大島郡知名町

都道府県	市区町村数	取扱市区町村
沖縄県	24	中頭郡西原町、沖縄市、うるま市、宜野湾市、中頭郡北谷町、 中頭郡北中城村、中頭郡中城村、中頭郡嘉手納町、中頭郡読谷村、 島尻郡伊平屋村、島尻郡伊是名村、国頭郡今帰仁村、国頭郡宜野座村、 那覇市、糸満市、島尻郡渡嘉敷村、宮古島市、国頭郡本部町、 八重山郡与那国町、島尻郡渡名喜村、島尻郡南大東村、島尻郡北大東村、 島尻郡南風原町、国頭郡金武町
合計	631	

「ねんきんネット」取扱郵便局一覧（平成25年8月30現在）

都道府県	局数	取扱郵便局
北海道	10	北斗、北斗北、茂辺地、七重浜、渡島当別、千代田、大野駅前、北斗谷好、久根別、北斗浜分
宮城県	10	白石、越河、斎川、白石駅前、小原、越河駅前、大鷹沢、北白川、白石大平、白石南
埼玉県	9	三郷、三郷彦成、三郷一、三郷高州、三郷戸ヶ崎、みさと団地内、三郷丹後、三郷天王橋通、三郷さつき
新潟県	5	加茂、七谷、加茂駅前、加茂上条、西加茂
長野県	5	箕輪、東箕輪、木下、白馬、神城
東京都	10	小金井前原三、小金井東町、小金井貫井北、小金井緑町、小金井本町、小金井貫井南、小金井、小金井前原五、小金井東二、東小金井駅前
神奈川県	14	大和南林間六、大和柳橋、南大和、南林間駅前、大和桜ヶ丘、中央林間駅前、鶴間駅前、相模大塚駅前、大和上草柳、大和下鶴間、大和中央一、大和つきみ野、大和福田、大和
石川県	15	輪島、門前、劔地、町野、七浦、黒島、三井、南志見、西保、浦上、河原田、輪島昭南町、輪島鳳至、鶴業、門前道下
愛知県	16	半田土井山、半田龜崎、半田、半田成岩、半田乙川、半田住吉、半田板山、半田平地、半田岩滑、半田協和、半田有楽町、半田花園、半田美原、武豊、富貴、武豊六貫山
大阪府	56	東大阪荒本、東大阪楠根、東大阪小阪本町、東大阪下小阪、東大阪高井田、東大阪長栄寺、東大阪長堂、東大阪長田、東大阪西堤、東大阪小阪北、東大阪御厨、東大阪意岐部、東大阪森河内、東大阪稲田、東大阪足代、東大阪荒川、布施、東大阪永和、東大阪大蓮、東大阪金岡、東大阪金物町、東大阪衣摺、大阪近大前、東大阪三ノ瀬、東大阪洪川、東大阪俊徳五、東大阪太平寺、東大阪友井、東大阪長瀬、東大阪吉田駅前、東大阪岩田、東大阪玉串元町、東大阪中野、東大阪西鴻池、河内、東大阪花園、東大阪菱屋東、東大阪機械団地内、東大阪楠風荘、東大阪吉田、東大阪若江北、東大阪若江南、東大阪加納、東大阪吉田本町、東大阪日下、東大阪上四条、瓢箪山、東大阪池島、東大阪新町、東大阪末広、枚岡、東大阪豊浦、東大阪中石切、東大阪西石切、石切参道、東大阪横小路
兵庫県	9	加西和泉、在田、加西道山、中野、下里、加西福住、富合、加西北条、加西
岡山県	10	総社、美袋、新本、豪溪、阿曾、服部、常盤、山手、総社秦、清音
香川県	2	五名、福栄
愛媛県	3	満穂、立川、大瀬
高知県	4	川内、神谷、勝賀瀬、天王ニュータウン

都道府県	局数	取扱郵便局
徳島県	2	井内、大步危
鹿児島県	13	鹿児島下荒田四、鹿児島宇宿三、鹿児島荒田一、鹿児島唐湊、 鹿児島真砂本町、鹿児島荒田二、鹿児島南郡元、鹿児島紫原一、 鹿児島紫原五、鹿児島三和、鹿児島下荒田一、鹿児島県庁内、鹿児島鴨池
沖縄県	10	八重山、沖縄、具志川、嘉手納、中城、読谷、名護、那覇中央、南風原、 宮古
合計	203	

電話での年金相談窓口

一般的な年金相談に関するお問い合わせ
(東日本大震災で被災された方のお問い合わせもお受けいたします)

「ねんきんダイヤル」

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

050または070から始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1165 (一般電話)

受付時間: 月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

「ねんきん定期便」、「ねんきんネット」、「ねんきん特別便」及び
「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせ

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」

0570-058-555 (ナビダイヤル)

050または070から始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1144 (一般電話)

受付時間: 月～金曜日 午前9:00～午後8:00
第2土曜日 午前9:00～午後5:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

社会保険において標準報酬制を設けた理由

- 社会保険においては、保険料を徴収し、保険給付を行う場合には、被保険者が受ける報酬の基礎としてその額を算定することを建前としている。
- しかし、被保険者が実際に受ける報酬は、その形態が日給もあれば月給もあり、あるいは時間給、更には出来高給もあるというように区々に区々であり、その額も個人毎に千差万別であるばかりでなく、毎月変動するものであるから、これをそのまま基礎とするときは、その事務は極めて煩雑なものとなり、事務量も著しく増加する。
- そこで、多数の被保険者を対象とし、多量の事務を処理する上に正確迅速を期するため、標準報酬制を採用している。すなわち、いくつかの等級に区分した計算のし易い仮定的な報酬を定めて標準報酬とし、これに各被保険者の報酬を当てはめていづれかの等級に所属させ、実際の報酬と多少の相違はあっても、その標準報酬を基礎として保険料及び保険給付の額を算定することとしている。

社会保険と労働保険の違い

	社会保険(厚生年金保険・健康保険)	労働保険(労災保険・雇用保険)
適用要件	<p><適用事業所の要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国・地方公共団体又は法人の事業所 ○ 個人の事業所(法定16事業に該当し、常時5人以上の従業員を使用する事業所) <p><被保険者の要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の就労者と比較して所定労働時間及び所定労働日数が概ね4分の3以上(平成28年10月から週20時間以上) 	<p><適用事業の要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1人以上の労働者(役員を含まず)を雇用する事業所 <p><被保険者の要件(雇用保険のみ)></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1週間の所定労働時間が20時間以上 ○ 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること 等
納付回数	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年1回
保険料率 (平成25年度、ただし厚生年金保険は平成25年10月納付分～)	<p>【厚生年金保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 171.2/1000(一般被保険者) (事業主と被保険者の折半) <p>【健康保険(全国健康保険協会管掌)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 99.7/1000(東京都、介護保険は除く) (事業主と被保険者折半) 	<p>【労災保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2.5~89/1000(事業ごとに異なる。) (全額事業主負担) <p>【雇用保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 13.5~16.5/1000(事業ごとに異なる。) (事業主と被保険者でそれぞれ負担)

	社会保険(厚生年金保険・健康保険)	労働保険(労災保険・雇用保険)
<p>保険料の 算定方法</p>	<p>○ 標準報酬月額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得時にはその時点の報酬額で決定する。 ・毎年7月1日時点に使用される被保険者の前3か月(4～6月)に受けた報酬をその期間の月数で除して得た額で決定し、その年の9月から翌年8月までの各月に用いる。 ・継続した3か月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額と比較して、2等級以上の変動が生じた場合は改定することができる。 	<p>○ 概算・確定保険料の申告、納付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該保険年度に使用するすべての労働者に支払う賃金総額の見込額に保険料率(労災保険率・雇用保険率)を乗じて概算額を算定し、申告・納付する。翌年度、確定額を申告し、概算額と確定額との過不足を精算する。(一時期に事業主より迅速かつ確実に申告納付させるため、できる限り手続きの簡素化を図っている。)
<p>給付との 関係</p>	<p>○ 保険者において、被保険者の長期間にわたる標準報酬月額を記録として管理し、その額をもとに年金額を決定。</p>	<p>○ 保険者において、被災労働者・失業者等から提出される給付申請書などに記載された賃金の額をもとに給付額を決定(療養費等の実費相当額の給付は除く)。</p> <p>(参考) 労働保険の給付額の算定方法 【労災保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働災害発生日の直前3か月間に労働者に対して支払われた賃金総額(賞与や臨時に支払われる賃金を除く)をもとに算定(休業(補償)給付等) <p>【雇用保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離職した日の直前6か月の賃金(賞与等は除く)をもとに算定(基本手当等)